

**「健全」な労働力を「培養」する
—『少数派報告』第1部(1909)を手がかりとして—**

第15回障害学大会報告資料

2018年11月18日(日)

於: クリエイト浜松

問題設定

【問い】

イギリスにおいて、いついかなる事情によって障害者が「非生産性」と結びつけられて認識されるようになったのか？

(直接的な手がかり)

社会政策において障害者が「非効率」という尺度で論じられ、公的失業対策の対象から除外されようとしていたこと。

(間接的な手がかり)

同時期に将来の「健全」な労働力を確保するために、障害児発生予防のための取り組みが積極的に議論されていたこと。

⇒後者が本報告の主題となる

対象と方法

【対象】

1909年王立救貧法委員会における『少数派報告』第1部第3章「出生と幼少期」における障害児発生予防に関する言説を手がかりとした思想史的考察。

※必要に応じて、第1部第1章「一般混合型ワークハウス」、第2章「今日の院外救済」、第6章「精神欠陥者」にも言及する。

先行研究

【第3章の議論】

- ①将来の労働力である児童の量的確保(1897)
- ②「身体欠陥」の予防(1901-1904)
- ③「精神薄弱者」問題(1904-1908)

【先行研究】

- ②は1970年代から社会政策史、経済思想史が
- ③は1980年代から優生学史、優生思想史が注目してきたが全体像、①～③のつながりが不明確。

【本報告】

「健全」な労働力の「培養」とした大河内一男の分析視点を採用しながら「培養」政策としての具体像を示す。

第1部第3章の全体像

【政策の目標】

- ・乳幼児死亡を防止し、「適者生存」と「種の改良」を実現する。

【具体的な取り組み】

- ・「精神薄弱者」による継続的な出産の予防
- ・未成年女性の性的不道徳からの救出
- ・乳幼児死亡率の減少
 - ⇒議論の中心は乳幼児死亡率

【最終的な勧告】

- ・当時の乳幼児衛生は困窮当局(救貧法を運営)と地方保健当局が扱っていた。
- ・困窮当局の取り組みを問題視し、困窮当局の廃止と地方保健局への一元化を主張した。

乳幼児死亡率について

【乳幼児死亡率を高める原因】

- ・ワークハウス救済、院外救済のいずれを受けている母親も子育てや衛生の教育がなされていないこと。
- ・ワークハウスを出産時の「産科医院」として利用する困窮女性が、出産後すぐにワークハウスを退所してしまうため、教育を行う機会がなかったこと。
- ・母親と乳幼児がワークハウスに長期滞在したケースでは、ワークハウス自体が不潔で、乳幼児たちに対して十分な栄養のある食事が提供できていなかったこと。

身体の「退化」

【乳幼児の身体の「退化」】

- 「人種」の退化⇒「くる病」が象徴
- 「くる病」は神経の異常によりてんかん、ひきつけ、結核、「不具」の原因になると考えられる。
- 不衛生な居住地域で院外救済を受けている受給者たちの中に「正気のとんかん者」、「不具者」が多く見られるとの指摘。
(第2章)

生殖する女性の選別と管理①

【ワークハウス救済】

- ・ワークハウスが男女を同じ施設に収容しているため、「精神薄弱」女性が男性との間で性交し「非嫡出子」が生まれる可能性が高くなっていること。
- ・ワークハウスを産科医院として利用する場合に、女性の審査が十分行われておらず、未婚の「精神薄弱」女性や「道徳欠陥」女性が公費を使って出産していること。
- ・ワークハウスに収容された未成年の母親に対して、先に収容されていた年上の不道徳な女性が悪影響を与え、性的不道徳を強化してしまうこと。

【院外救済】

- ・救済の対象となる女性の審査が十分に行われていらず、「精神薄弱」女性、道徳的に欠陥のある女性の公費による出産を認めてしまうこと。
- ・各地の条例が不統一なため、非嫡出子のいる寡婦、未婚の母親、夫から捨てられた母親も救済の対象とされていること(第2章)。

生殖する女性の選別と管理②

【第3章の勧告】

- ・地方保健当局により乳幼児を養育している困窮した母親に
 - ①助産婦訪問サービス、②医学的、衛生的助言、
 - ③ミルクを提供すること。
- ・非嫡出子を産んだ未成年の母親に対しては個人の責任を強化するために施設において更生教育を行うべきであること、悪質な母親は継続的な監視下に置き、子どもを死なせてしまった場合は起訴すべきであること。
- ・「精神薄弱」、あるいは「精神欠陥」の特徴を持つ未婚の母は適切な養育ができないと断定され、精神欠陥者のための地方当局において拘禁的な処遇を行うこと。
⇒厳密な意味での優生政策

まとめ

【ウェブ夫妻の乳幼児衛生】

- ・低栄養、不衛生な住居環境の改善により乳幼児の死亡、「退化」を防止しつつ、「道徳欠陥」女性、「精神薄弱」女性を生殖、養育の領域から排除することにより、「健全」な労働力の再生産を進めようとする政策。
- ・優生政策は取り組みの一つでしかないが、「健全」な労働力を「培養」しようとする政策構想が障害児発生予防の取り組みと結びつき、障害児を生まれることの歓迎されない存在に仕立て上げてしまったことは決して軽視されるべきではない。
⇒今後、実践面、ウェブ夫妻が参照した調査報告書の研究が不可欠。